

諮問番号：令和2年度 諮問第3号

答申番号：令和2年度 答申第4号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

裁判では領収書がないため認められなかったが、友人の夫の預金は同人の委託を受けて引き出し、同人のために消費したものであり、請求人が私的に消費したものでないにもかかわらず徴収されるのは納得できない。

2 処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）の主張の要旨

処分庁は、請求人に係る訴訟における両当事者の主張並びに請求人及び請求人の訴訟代理人からの聴き取り調査の結果を踏まえた上で、請求人が友人の夫の預金を同人の委託の限度を超えて引き出したと認めることが相当であると判断したものであり、これは、適法に得た金銭ではないものの、請求人が使用し得る状態にあったものであるから、その限度において生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）を要さない状態であったことは明らかであり、収入認定の対象とすべきものである。

請求人は、収入申告の義務及び収入があればその分の保護費は支給されないことを認識していたと認められるにもかかわらず、請求人が友人の夫の委託の限度を超えて引き出した金銭（以下「本件引出金」という。）について、処分庁に届け出なかったことは、法第78条第1項を適用すべき場合に該当するものであり、本件処分（処分庁が令和2年2月5日付け札〇保一第10665号により行った、法第78条第1項の規定に基づく費用徴収処分をいう。以下同じ。）に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

関係書類等により、次の事実が認められる。

- ア 平成4年11月、請求人が処分庁に保護を申請し、保護が開始されたこと。
- イ 平成18年10月、処分庁が請求人に対し、収入があったときには届出が必要である旨、収入とは世帯の全員が得た全て収入をいう旨及び収入が最低生活費に不足する部分についてのみ保護費が支給される旨記載されていたこと。
- ウ 平成27年から平成30年までの毎年3月下旬に、処分庁が、請求人に対し前記イと同様の内容が記載された「生活保護のしおり」（ダイジェスト）を送付したこと。
- エ 平成30年3月、請求人が処分庁の補助機関である担当者（以下「担当者」という。）に対し、請求人の友人の夫の身の回りの世話をしているとの報告を行ったこと。また、請求人が処分庁に対し、収入欄には「なし」と、無収入欄には無収入の人の氏名として請求人の氏名を、収入がない理由として「病気のため」とそれぞれ記載した「収入（無収入）申告書」を提出したこと。
- オ 平成31年2月、請求人が担当者に対し、以前から友人の夫の通帳を預かり金銭管理していたが、〇円を個人的な目的で引き出し消費したとして、友人の夫から損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起されたと報告したこと。

その際、請求人が担当者に対し、友人の夫の口座から〇円以上引き出して請求人の自宅で保管していたが、全額盗難されたと申し立て、あわせて、引き出したのはその金額のみであり、〇円は引き出していない旨申し立てたこと。

- カ 令和元年12月、本件訴訟について判決があったこと。

当該判決は、請求人に対し、〇円及びこれに対する平成30年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を友人の夫に支払うよう命じるものであり、本件訴訟において、当事者間に争いがないか、提出された証拠及び弁論の全趣旨により明らかに認めることができる事実並びに裁判所が認定した事実を踏まえた裁判所の判断は、次のとおりであったこと。

- (ア) 友人の夫が、平成29年11月に請求人に対し、家賃等の必要経費の支払と

預金の払戻しを依頼し、その後入院したこと。

(イ) 友人の夫が入院した日から平成30年1月15日までの間、請求人が友人の夫名義の預金口座から、合計〇円を引き出したこと。

(ウ) 請求人が、友人の夫の入院費等〇円を支払ったこと。

(エ) 前記(ウ)のほか、請求人は友人の夫のために〇円を支払ったこと。

(オ) 請求人が友人の夫名義の預金口座から引き出した〇円(前記(イ))のうち、〇円(前記(ウ)及び(エ)の合計)は請求人が友人の夫のために要した費用であるが、それ以外に必要な支払のために必要な払戻しを行うという委託の趣旨に反したものであり、友人の夫の損害額は〇円となること。

(カ) 平成29年11月に友人の夫名義の預金口座から引き出された金額のうち、友人の夫の入院前に引き出された分については、請求人が引き出したとの事実を認めるに足りる証拠がないこと及び請求人が引き出したと認められる分についても友人の夫に手渡したことも十分に考えられることから、請求人の不法行為は成立しないこと。

なお、前記(イ)の期間中である平成29年12月に、請求人は、処分庁に対し、「収入(無収入)申告書」を提出しているが、当該申告書には、収入欄には「なし」と、無収入欄には、無収入の人の氏名として請求人の氏名を、収入がない理由として「病気のため」とそれぞれ記載されていたこと。

キ 令和2年1月、担当者が請求人に対し、本件訴訟において主張していない事実があるか確認したところ、請求人は次のとおり申し出たこと。

(ア) 判決文は、友人の夫の訴訟代理人の作り話であること。

(イ) 請求人は、友人の夫に会う度にお金を渡していたが、病院に見つかるとう管理されるため、友人の夫はこの事実を病院に隠していたこと。

(ウ) 友人の夫の訴訟代理人からは、友人の夫との面会を止められていたが、友人の夫から電話連絡があり、会いに来てほしい様子であったことなどから、友人の夫は本件訴訟の事実すら知らないと思われること。

ク 令和2年1月、担当者は請求人の訴訟代理人に対し、本件訴訟に関し請求人側が裁判所に提出した書類の写しの送付を依頼し、これを收受したこと。また、担当者は請求人の訴訟代理人より、次のとおり電話で聴取したこと。

(ア) 本件訴訟については、控訴はしないこと。

(イ) 請求人と友人の夫は、家族同然の付き合いであったことから、請求人が友人の夫のために消費した金銭についての領収書を保管していなかったため、本件訴訟では請求人の主張が認められなかったこと。

(ウ) 請求人が最低生活を超える生活をしている様子は見受けられないこと。

ケ 令和2年1月、処分庁がケース診断会議を実施し、本件処分を行う等の結論を得たこと。

コ 令和2年2月5日、処分庁が本件処分を行ったこと。

サ 令和2年3月10日、請求人が本件処分に係る審査請求を行ったこと。

(2) 判断

ア 本件訴訟の判決においては、友人の夫の入院費、家賃、保険料のほか、同人から預かっていた自動車の整備費用等についても同人に必要な費用であったとの事実認定が行われたにもかかわらず（前記(1)カ(ウ)及び(エ)）、本件引出金については、請求人が友人の夫からの委託の趣旨に反して引き出したものであると判断されている（同(オ)）ことから、友人の夫のために消費したという請求人の主張を認めることは著しく困難である。

このため、本件引出金は、請求人が適法に得た金銭ではないものの、請求人が使用し得る状態にあったものと言わざるを得ないことから、法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項の「その者の金銭又は物品」に該当する。

イ 請求人は、届出をすればその分の保護費が支給されず、又は減額となり得ることを認識し、これを避けるためにあえて本件引出金について届出を行わなかったものと認定せざるを得ないものであり、「不正受給の意図」を持って「消極的に事実を故意に隠蔽」したものと認められることから、請求人に対し、本件引出金について法第78条第1項の規定を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

ウ 民事訴訟においては、地方裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴することができる旨定めがある（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第281条第1項）ところ、請求人は、判決内容に不服があれば控訴することができたにもかかわらず、これを行わなかった（前記(1)ク(ア)）との事実がある。

また、確定判決は、主文に包含するものに限り既判力を有し（民事訴訟法第

114 条第 1 項)、当事者等に対してその効力を有すること(同法第 115 条第 1 項)から、判決に対する不服の有無にかかわらず、請求人は、本件訴訟の判決において、友人の夫の預金を同人からの委託の趣旨に反して引き出したものと認定され、その結果、友人の夫に対し本件引出金に相当する金額の損害賠償義務を負うこととなったものである。

よって、処分庁が、本件訴訟における裁判所の認定を踏まえて本件処分を行ったことは相当なものと認められ、違法又は不当な点はないものと判断する。

さらに、処分庁は、本件処分の執行に際しては、本件訴訟における裁判所の判決内容のほかに、請求人に対し本件訴訟において主張していない事実があるか確認する(前記(1)キ)とともに、請求人の訴訟代理人からも電話で本件訴訟に係る判決内容等を聴取(同ク)するなど慎重に検討したうえで、ケース診断会議に諮り決定していることから、手続面でも違法又は不当な点はない。

2 審理員審理の経過(日付は、令和 2 年)

4 月 13 日	審査庁(札幌市長)が、請求人がした審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
5 月 12 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
6 月 23 日	審理手続の終結(審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知)
6 月 30 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第 4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同旨である。

第 5 本審査会調査審議の経過(日付は、令和 2 年)

7 月 29 日	審査庁が、本審査会に諮問
8 月 28 日	第 1 回調査審議(令和 2 年度第 4 回札幌市行政不服審査会)

第 6 本審査会の判断の理由

法第 78 条第 1 項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又

は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する（中略）ことができる」と規定されている。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、同項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」（同通知Ⅳ4(1)）とされている。

また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならぬとされている（法第8条第1項及び第2項）。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解されると判示されている（平成20年2月4日札幌地方裁判所判決）。

そこで、本件について見ると、請求人は、裁判では領収書がないため認められなかったが、友人の夫の預金は同人の委託を受けて引き出し、同人のために消費したものであり、請求人が私的に消費したものではないにもかかわらず徴収されるのは納得できないと主張していることが認められる。

しかしながら、本件訴訟の判決においては、領収書の有無ではなく、請求人の主張についての合理的な理由の有無により友人の夫のために消費されたものであるか否かが認定されていることが認められるものであり、当該認定について社会通念上不合理な点は認められない。また、請求人が本件訴訟において主張する窃盗被害についても、請求人の主張内容や窃盗被害を認識した後の行動が不自然かつ不合理であり、請求人の主張には理由がないとされているが、この点の判断についても不合理な点は認められない。さらに、処分庁において、前記第3の1(1)キのとおり請求人に対して本件訴訟において主張していない事実があるか確認し、同クのとおり請求人の訴訟代理人からも本件訴訟に係る判決内容等について聴取しているが、これらの内容は本件訴訟の判決において認定されている事実に影響を及ぼすようなものとは認められな

い。

したがって、これらを踏まえて行った、本件引出金が友人の夫のために要した費用ではなく、同人からの委託の限度を超えて引き出したものであるとする処分庁の判断について、不合理な点は認められない。

その上で、友人の夫からの委託の限度を超えて引き出した本件引出金については、請求人が適法に得た金銭ではないものの、請求人が使用し得る状態にあったものと言わざるを得ず、これは、法第4条第1項の「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項の「その者の金銭又は物品」に該当するものであり、収入認定の対象とすべき収入であると認められる。

ところで、請求人は収入について法第61条の規定により速やかに処分庁に届け出る義務を負うところ、処分庁が請求人に対し、収入の届出の義務があること、支給される保護費は収入に応じるものであること及び各種届出をせずに保護費を多く受け取った場合は当該保護費を返還しなければならないことが記載された「生活保護のしおり」（ダイジェスト版を含む。）を定期的を送付していたことが認められる。

そして、請求人は、前記第3の1(1)エのとおり、担当者に対し、請求人の友人の夫の身の回りの世話をしているとの報告を行ったが、この時点までに本件引出金を含む多額の金銭を引き出し（同カ(イ)）、本件引出金について使用し得る状態にしていたにもかかわらず、当該報告の際に提出した「収入（無収入）申告書」に本件引出金を記載せず、担当者に対し何ら報告を行わなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求人は、本件引出金について届け出なければならないにもかかわらず、これを届け出なかったものであり、これは、本件引出金について届け出た場合にはその分の保護費が支給されず、又は減額となり得ることを認識し、これを避けるために本件引出金について届出を行わなかったものと評価せざるを得ないものであり、消極的に事実を故意に隠蔽したものとして法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に該当し、これにより保護を受けたとして、本件引出金について同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 林 賢 一

委員 片 桐 由 喜